

虐待防止に関する指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人育心会が運営する全施設において、利用者の人権を尊重し、虐待の未然防止に努めるとともに、早期発見、早期対応のための環境整備及び再発防止に向けて本指針を策定する。

2. 委員会の設置

虐待の防止、早期発見、早期対応、及び再発防止に向けて、法人内全施設に「虐待防止委員会」を設置する。

① 虐待防止委員会の役割

- ・ 日常的なサービス提供場面等の把握
- ・ 虐待防止に関する指針・マニュアル等の立案及び整備
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止
- ・ 全ての職員への周知徹底及び教育
- ・ 虐待を発見した際の関係機関への通報
- ・ その他虐待の防止、早期発見、早期対応、及び再発防止に関する事項

② 虐待防止委員会の構成員

虐待防止委員会の構成員は次とする。

- ・ 各施設運営責任者
- ・ 各施設サービス課責任者
- ・ その他必要に応じて運営責任者が指名する職員

③ 虐待防止委員会の開催

虐待防止委員会は、定期的に開催する。また、虐待等発見・発生時には必要に応じて随時開催する。

3. 虐待、または虐待が疑われる事案等があった場合の対応

虐待を受けたと思われる事案、虐待が疑われる事案等があった場合は、関係法令に基づき適切に対処する。

- ① 通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の管轄市町村等の担当窓口に通報する。
- ② 虐待を受けた利用者の安全確保を最優先する。
- ③ 虐待等を発見、報告した職員を保護する。
- ④ 守秘義務を厳守した上で、事実確認、聞き取り等調査する。
- ⑤ 家族、成年後見人等関係者への適切な対応を行う。
- ⑥ 原因の分析と再発防止のために必要な対策を講じる。

4. 職員研修に関する基本方針

サービス提供に携わる全ての職員に対して、虐待の無い施設環境・サービス提供の実現、人権意識・専門的知識・支援技術の向上を図るための研修を定期的を実施する。

- ・定期的な研修の実施
- ・新採用職員に対する研修の実施
- ・その他必要な教育・情報提供・意識統一の実施

5. 虐待防止のための取り組み

- ① 第三者外部機関による人権擁護に関する監査を定期的を実施する。
- ② 利用者・家族等からの相談窓口として、法人内各施設に虐待防止相談窓口を設置し、各施設運営責任者を解決責任者、サービス課責任者を受付責任者とする。
- ③ 家族がいない、または家族の支援が著しく難しい利用者の権利擁護が図られるよう成年後見制度の活用を推奨する。

6. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族等がいつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

付則

令和3年10月1日より施行する。

令和6年 4月1日より施行する。